

豊川市監査公表第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年8月16日

豊川市監査委員	鈴木	不二夫
同	上澤	勉
同	松下	広和

## 定例監査の結果に関する報告

## 1 監査の対象及び期間

監査の対象		監査の対象期間	監査の実施期間
部局	課等		
市民部	文化振興課	平成26年4月1日 ～平成28年2月24日	平成27年12月10日 ～平成28年2月24日

## 2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の対象項目としては、以下のとおりである。

## (1) 重点項目

ア 補助金・交付金に関する事務について

## (2) 一般項目

ア 契約に関する事務について

イ 財産の管理に関する事務について

ウ 公金の取扱事務について

エ 庶務その他事務について

## 3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、一部不適正な事務処理が見られたが、口頭で指導し補正をさせたので、記述を省略した。

## 【市民部文化振興課】

## (1) 総括

監査の項目については、軽微な注意事項があった。また、一部に改善を要する事項があったので、必要な措置を講じられたい。なお、次の点に留意されたい。

## (2) 指摘事項

## ア 改善事項

(ア) 文化のまちづくり事業交付金交付要綱第2条及び第3条において、交付額を算定する規定が不明確であるため、改正されたい。

(イ) 夜間の御津文化会館における使用料等の収納事務において、公金取扱事務の委任を受けていない職員等が取り扱いをしているため、適正な公金取扱事務を行うよう改善されたい。

(3) 意見

豊川市開発ビル株式会社に私人委託している公金収納事務において、分任出納員が私人から現金受領した後に公金化しているが、安全な公金取扱の観点から、ベストな取扱手順を勘案されることを望むものである。

また、行政課から払出しされた切手等の財産管理において、施設によりばらつきがあり十分でないものが見受けられたため、安全で適切な財産管理をすることを望むものである。